

平成 26 年 4 月 3 日

東京都新宿区信濃町 3 2 番地

創価学会本部内

創価学会監正審査会

審査員長 大場 好孝 様

事務局長 飯嶋 達也 様

東京都八王子市

申立人 波田地 克利



御 連 絡

前略

申立人からの根拠・手続規定開示申立に対し、一昨日、貴会より、創価学会県審査会規程等の根拠・手続規定を一部抜粋したとされる書面が送付されましたが、全く不十分です。

例えば、「創価学会県審査会規程」の第3章「審査手

続」第1節「会員の処分の審査手続」や「創価学会監正審査会規程」第3章「審査手続」の中に、不必要な規程があるとは到底考えられません。しかるに、前者の「第12条」「第14条」、後者の「第14条」が開示されていません。また、開示されている各条の項目がこれですべてであるかどうか不明です。

当該書面は、貴会が規程を恣意的に抜粋して記載したものであり、公平公正さに欠けることは明らかです。

本件除名理由は全く事実に反し、手続根拠等も不明であり、極めて杜撰で不公平な手続により本件除名決定が下されたことから、申立人は、除名手続当初より、規程の開示を求め続けておりましたが、一昨日まで放置され3カ月が経過した経緯があります。

公開されている「創価学会会則」の「第65条」に「監正審査員は、経験、人格、識見ともに優れた会員の中から、総務会の議決に基づき、会長がこれを任命する」とあります。本件除名手続に関する規程一切を開示されたい。

申立人は、創価学会会員として、少年部時代から50年近く、宗教活動を行ってきました。除名処分は、申立人が、会員としての宗教活動を今後一切できなくする重大な処分

ですので、公平公正な事情聴取にするため、一切の規程を事前に開示されるとともに、申立人の求釈明に対して釈明されたい。

なお、申立人は、本件除名処分により、「除名が確定した人間と付き合うとは何事か」「二度と連絡を取るな」「波田地らに関する情報を寄こせ」と恫喝まがいのことをされる等、多大な精神的肉体的苦痛を被り、一種のうつ状態となっております。

これ以上の苦痛は耐え難いため、また監正審査会の公正公平さに不信感を抱いたため、本件除名処分の無効等を求めて提訴します。

今後も公平公正な審査をいただけない場合、本件除名手続に関わった各委員に対しても然るべく法的措置を採らざるを得ないことを申し添えます。

最後に、事情聴取にあわせて、各委員にお読みいただきたいと思って準備した陳述書と関連資料を別途、お送りします。当日の参考にしていただけたらと思います。

草々